

普代村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について

1. 策定の主旨

1.1 普代村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下本計画という。)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づき、村域内における温室効果ガスの排出削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

地球温暖化対策推進法第 21 条第 4 項において、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市町村(普代村)についても、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定するよう努めることが求められています。

また 2018(平成 30)年 6 月に成立した「気候変動適応法」において、都道府県及び市町村がそれぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するため、地域気候変動適応計画(以下「地域適応計画」という。)の策定に努める(第 12 条)とされています。

1.2 普代村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定にあたって

2021(令和 3)年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部が改正され、2050 年までの脱炭素社会の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー活用により脱炭素化を促進するための事業が求められています。また、温室効果ガス排出量を 2013(平成 25)年度比で 2030(令和 12)年度までに 46%削減というこれまでの目標を大きく上回る削減目標が設定されました。

これらの脱炭素化の動向を踏まえ、普代村においても再生可能エネルギーの導入目標など、2050 年の脱炭素に向けて本村における地球温暖化対策に関する施策をまとめた地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定します。

また、既に普代村においても気候変動の影響が顕在化してきていることなどを踏まえて、将来の気候変動影響に備えるため、本計画を「地域適応計画」として位置づけます。

表 1 脱炭素社会に関する主な背景

年	主な背景の変化	概要	主体
2016	「パリ協定」の発効	温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み	国外
2021	地球温暖化対策計画の改定	温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける目標を踏まえて策定	国内
2021	「第 6 次エネルギー基本計画」の閣議決定	「2050 年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すもの	国内
2021	気候変動適応計画の閣議決定	2020(令和 2)年 12 月に公表された気候変動影響評価報告書を勘案し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策が拡充された	国内
2021	地球温暖化対策の推進に関する法律の改正	2020 年秋に宣言された 2050 年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられた	国内
2023	水素基本戦略の改定	国の水素政策に係る全体方針に加え、新たに水素の産業競争力強化に向けた方針である「水素産業戦略」及び水素の安全な利活用に向けた方針である「水素保安戦略」が重要な柱として盛り込まれた	国内

2. 計画の位置づけ

「第5次普代村総合発展計画」をはじめとした、地球温暖化対策実行計画に関連する計画や条例との整合を図りながら取組を推進していきます。

また本計画は、気候変動適応法に基づく地域適応計画として位置づけます。

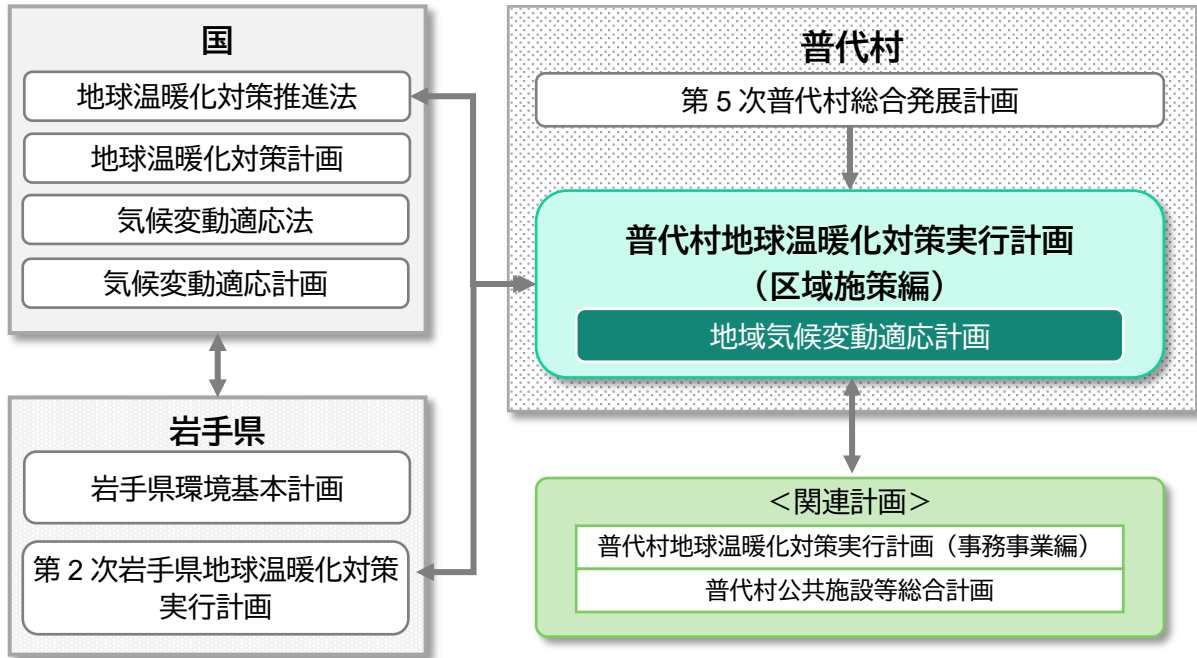


図 1 計画の位置づけ

3. 計画期間

計画の期間は、2024年度から2030年度末までの7年間とします。

なお、環境や社会状況の変化に応じて、計画期間の途中で必要な見直しを実施します。

また、2050年度の脱炭素社会の実現を見据えた、長期的な視点を盛り込んだ計画とします。

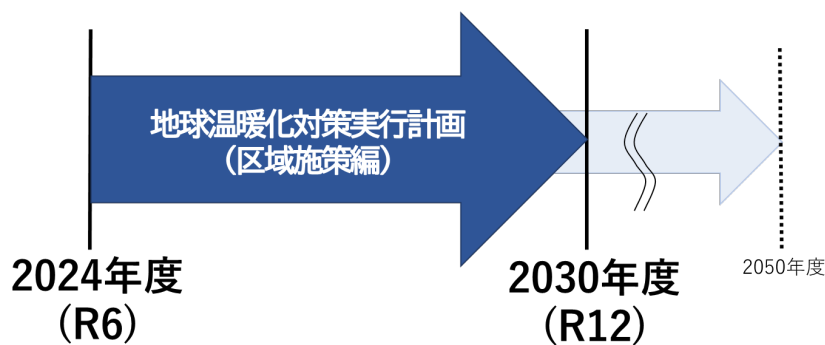


図 2 計画の計画期間

4. 策定の考え方

4.1 策定にあたってのポイント

計画の策定にあたっては、以下のポイントを重視します。

■計画の目標に関するポイント

区域の自然・社会環境に応じた削減目標、再エネ導入目標

- ・普代村の社会動向や自然環境を把握した上で、地域特性に応じた目標を検討します。

■計画の施策に関するポイント

削減を推進するための具体的な施策および重点施策の検討

- ・まちづくり・交通、産業・観光、健康・福祉等の広範な経済・社会分野への貢献の可能性を検討し、普代村が地域として抱える課題に対して統合的な向上を図ることができる施策の体系化及び具体化を図ります。

■計画の構成や運用面に関するポイント

村民にとってわかりやすい計画づくり

- ・普代村初の区域施策編となることから、普及啓発を図る計画とします。
- ・目指すべき環境像の図示や村が重点的に取り組む目標や施策を明確化します。
- ・村民による理解を促すため、平易な表現や計画内容をイラストで表現するなど、読みやすさやわかりやすさへの配慮を行います。